

# 工業用水道水源地 No 1 ・ No2 取水流量計更新工事

## 特記仕様書

令和 6 年度

斐川宍道水道企業団

# 第1章 総 則

## 第1節 一般事項

### 1. 適用範囲

本特記仕様書の適用範囲は、電磁流量計更新に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他はすべて本仕様書に準拠し、本企業団監督員に指示により工事の施工にあたらなければならない。

また、本仕様書に特に定めていない事項については、すべて本企業団監督員の指示に従うこと。

### 2. 工事名称

工業用水道水源地 No1・No2 取水流量計更新工事

### 3. 工事場所

島根県出雲市斐川町出西地内

### 4. 工事期間

契約締結日の翌日 ～ 令和 7年1月 20日

### 5. 工事概要

主な更新機器は下記のとおりである。

- 1) 分離型電磁流量計 (φ100 10kF) 2台

### 6. 法令、条例等の適用

この工事に関係ある法令、条例等はよくこれを遵守すること。

### 7. 準拠規格

本工事に使用する機器材料は、下記の現行標準規格等に準拠するものとする。ただし、特に指定のある場合はこの限りではない。

- 1) 水道施設設計指針
- 2) 日本工業規格 (JIS)
- 3) 日本電気規格調査会標準規格 (JFC)
- 4) 日本電機工業会標準資料 (JEM)
- 5) 日本電線技術委員会標準資料 (JCS)
- 6) 電気設備技術基準 (旧通産省令)
- 7) 内線規定

8) 日本水道協会規格

9) 電気設備工事共通仕様書（旧建設省営繕部監修）

#### 8. 実施工程表及び施工工程表

着工に先だち実施工程表および施工計画書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。

なお、実施工程および施工計画に変更の必要が生じたときは、すみやかに本企業団係員に申請し承認をうけること。

#### 9. 承認図の提出

契約後速やかに本企業団に担当技術者を派遣し、本仕様書および図面に基づいて設計製作に関し詳細なる打合せをなすこと。技術的打合せの結果本工事で使用する機器、器材および施工方法について納入機器仕様書、配線図使用等を記した下記承認図を2部（1部返却用）提出すること。

##### 1) 承認図

(ア) 納入機器仕様書

(イ) 結線図および接続図

(ウ) その他本企業団の指定するもの

#### 10. 届 出

この工事契約後1週間以内に請負人は主任技術者および工事現場代理人を定めて監督員に届けなければならない。

#### 11. 変更および軽微な変更

本工事の施工上必要とあれば、実施施工図を提出して監督員の承認を得て変更することができる。

ただし、これは仕様書および設計図の範囲内とする。

#### 12. 機器・材料の検査

本工事で使用する機器・材料等の検査を要求したときは、請負人は遅滞なく、これに応じなければならない。

#### 13. 施 工

- ・本工事は、本仕様書および設計図書に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。
- ・請負人は、本仕様書および設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、監督員と協議し、監督員の決定に従わなければならない。

#### 1 4. 安全衛生管理

本工事の完成にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の対策を講じ安全責任者を定めて管理しなければならない。

#### 1 5. 竣工検査および受渡し

本工事の完成にあたっては、本企業団の竣工検査を行う。

なお、竣工検査には機器およびその他の試験成績書を提出するものとする。

#### 1 6. 完成図書

請負人は工事完了後下記の図書を整備し製本の上、提出すること。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1) 完成図書           | 2部 |
| 2) 工事写真帳          | 1部 |
| 3) その他、企業団の指定するもの |    |

## 第2章 機器仕様書

### 電磁流量計

防浸型

口 径：φ100mm

精 度：FS±0.5%（流速1m/sec以上）

構 成：10k フランジタイプ

分離型検出器（発信器、変換器）

変換器：電源 AC100V

アナログ出力 4～20mA

流量積算パルス出力

スパン：0～250 m<sup>3</sup>/h

### アイソレータ

入 力：DC 4～20mA

出 力：DC 1～5V

### 工事範囲

機器の更新・撤去処分・試験調整までを工事範囲とする。